

津市監査委員告示第8号

令和6年8月19日付けで提出された住民監査請求書の監査の結果、監査委員が行った勧告に対する市長が講じた措置の内容について、同年11月29日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項後段の規定に基づき、公表する。

令和6年12月4日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

1 勧告の内容

津市長は、過年度に遡り、津市自治会等交付金交付規則（平成31年津市規則第13号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づく調査を実施し、過大請求となっている事実が認められた場合は、規則第13条の規定に基づく交付金の返還、報償金の返還を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

2 措置の内容

令和6年7月30日に〇〇自治会から加入世帯数及び広報等配布件数に間違いがあるとして、町自治会交付金及び自治会長報償金の一部を返還したいとの意思表示がありました。

その後、令和6年11月20日に令和2年度分から令和5年度分までの過去4年分の返還申出書が下表のとおり提出され、過去4年分の店舗・会社数について〇〇自治会にヒアリングの実施や企業一覧の提出を求め、調査を実施したところ、加入世帯数に企業数が含まれていないことと併せて、広報予備分も含まれていないことを確認しました。

なお、地方自治法第236条の消滅時効の規定を準用すると5年で消滅時効となり、令和元年度分については令和元年7月9日に町自治会交付金及び自治会長報償金を交付しているため、既に消滅時効が成立していることから調査対象としませんでした。

上記のとおり〇〇自治会は、住民監査請求書が提出される以前の令和6年7月30日に自主返還の意思表示をし、11月20日に町自治会交付金及び自治会長報償金の返還申出書が提出され過大請求分について返還手続きを進めていることから、同規則第13条の規定に基づく交付金の返還、報償金の返還についての措置は行わず、返還処理を進めます。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自治会加入世帯数（件）	誤	815	818	822	755
	正	772	747	746	736
広報配布対象件数（件）	誤	815	818	822	780
	正	797	773	773	765
返還金の内容 （円）	町自治会交付金分（①+②） ③	29,330	64,930	70,400	20,570
	町自治会活動事業分 ①	9,890	16,330	17,480	4,370
	広報配布等協力事業分 ②	19,440	48,600	52,920	16,200
	報償金分 ④	8,600	14,200	15,200	3,800
年度別合計返還金（③+④）：円		37,930	79,130	85,600	24,370
返還金の総合計（円）		227,030			

以上